

【NOMA行政管理講座(大阪)開催のご案内】

地方公共団体のための 基礎から学ぶ源泉徴収講座

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会事業には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、源泉徴収事務は規定が細かく複雑なことから、地方自治体では源泉徴収漏れが相次ぎ、住民に不信感を与えてしまうような事態が各地で起こっています。

そこでこの度は、給与の取り扱い、報酬・料金の原則、非居住者の問題、番号制度への対応など、間違いやすい事務手続きを中心に、正確な源泉徴収事務を学んでいただく標記講座を開催いたします。応用的なケーススタディなども交えながら解説いたしますので、事務担当者の疑問を解決する場として活用いただきたいと存じます。

公務ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係各位多数のご参加をおすすめ申し上げます。

敬 具

記

日 時：平成30年9月13日(木) 13:00～17:00
9月14日(金) 10:00～16:00

会 場：本会専用教室 (大阪市西区靱本町1-8-4
大阪科学技術センタービル内)

講 師：税理士 高橋 幸之助 氏

参加料: (負担金)	参加料	消費税	合計
本会会員(1名)	29,000円	2,320円	31,320円
一 般(1名)	32,000円	2,560円	34,560円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

申込方法：裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送またはファクシミリ送信にて、下記へお申し込みください。折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。(参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。)

なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。

- ・電話予約も受け付けます。(この場合では後から申込書をご送付ください。)
- ・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
- ・参加者が少人数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただきます場合があります。
- ・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル：開催日の3営業日前～前日のキャンセルは受講料30%、開催当日のキャンセルは100%をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100%のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

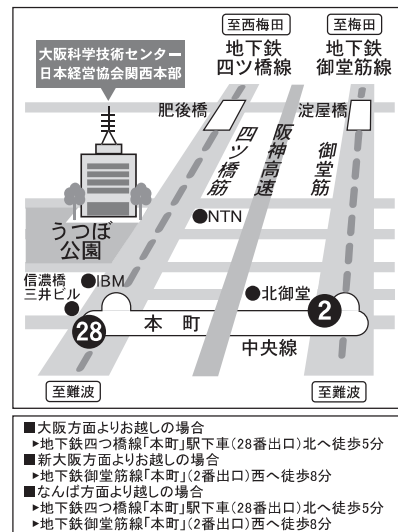
ご 宿 泊：ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申し上げますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込(予約)ください。(※本会では宿泊手配(予約)は致しておりません。)

ホ テ ル 名	宿 泊 料 (シ ン グ ル)	交 通	ホ テ ル 電 話
リーガ中之島イン	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06-6447-1122
ハートンホテル西梅田	8,500円(税・サ込)日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06-6342-1111

お 申 込 み：一般社団法人 日本経営協会 関西本部 企画研修グループ(担当：佐々木)

お 問 合 せ 先 〒550-0004 大阪市西区靱本町 1-8-4 大阪科学技術センタービル 5 階
TEL 06 (6443) 6962 (直通) FAX 06 (6441) 4319 URL <http://www.noma.or.jp>
(※お問合せは、月～金曜日の 9:15～17:15 にお願ひ致します)

< 会場案内図 >



<p>1. 申告納税制度について (1) 申告納税制度の意義 (2) 特定の所得に対する源泉徴収制度</p> <p>2. 源泉徴収制度の仕組み (1) 給与所得者(サラリーマン)の場合 (2) 事業所得者(自営業者)の場合</p> <p>3. 源泉徴収義務者について (1) 源泉徴収義務者とは (2) 源泉徴収義務者の役割と責任</p> <p>4. 源泉徴収される税金の種類</p> <p>5. 源泉所得税(復興特別所得税を含む)の納税地 (1) 「支払事務」とは (2) 納税地の特例</p> <p>6. 源泉徴収をする時期 (1) 「支払」とは (2) 「支払確定」と源泉徴収</p> <p>7. 源泉所得税(復興特別所得税を含む)の納付期限 (1) 原則 (2) 納期の特例 (3) 期限後に納付した場合の法的救済措置</p> <p>8. 源泉徴収の対象となる所得の範囲</p> <p>9. 給与所得に対する源泉徴収の実務について (1) 給与所得とは (2) 給与所得と事業所得の区分(実務上の判断基準) (3) 金銭で支給される給与と現物給与 (4) 非課税となる給与 (5) 賞与以外の給与に対する源泉徴収税額の算出(税額表の見方) (6) 賞与に対する源泉徴収税額の清算(年末調整) (7) 源泉徴収税額の精算(年末調整) (8) 法定調書の作成と提出</p> <p>10. 報酬・料金に対する源泉徴収の実務について (1) 報酬・料金とは (2) 報酬料金の範囲(実務上の判断基準) (3) 報酬・料金の源泉徴収税額の算出 ① 二段階税率 ② 消費税の取扱い (4) 法定調書の作成と提出</p>	<p>11. 非居住者と源泉徴収 (1) 納税義務者の区分と課税所得の範囲 (2) 非居住者に対する源泉徴収 (3) 非居住者と居住者の区分</p> <p>12. 社会保障・税番号制度(番号制度)の概要 (1) 根拠法令 (2) 番号制度の目的 (3) 個人番号(マイナンバー)と法人番号の違い (4) 保護措置 (5) 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン (6) 主要諸国の番号制度の概要</p> <p>13. 番号制度の導入による税務手続きの変更点と事前準備等 (1) 税務関係書類への番号記載時期 (2) 本人確認書類等に関する関係法令 (3) 給与所得の源泉徴収事務 ① 税務手続の変更点 ② 源泉徴収事務(平成30年分給与所得)のポイント (4) 報酬・料金の源泉徴収事務 ① 税務手続の変更点 ② 法定調書(平成30年分)作成のポイント</p> <p>14. 事例検討 (実務上誤りが多い事例及び判断に迷う事例) (1) 一般的な事例 (2) 地方公共団体固有の事例 (3) 非居住者・外国法人の事例</p> <p>15. マイナンバーに関する質問</p> <p>16. マイナンバーの最近の改正事項</p>
--	---

講師紹介

税理士 **高橋 幸之助** 氏

略歴：東京国税局調査部・都内各税務署勤務後、平成26年6月退官、平成26年9月高橋幸之助税理士事務所開設。現在、税理士・セミナー研修講師等。

主な著書：『税目別 実務上誤りが多い事例と判断に迷う事例』『源泉所得税の誤りが多い事例と判断に迷う事例』(以上、大蔵財務協会)、『実務家のための図解によるタックス・ヘイブン対策税制』(法令出版)

(3.5)

FAX(06)6441-4319 一般社団法人日本経営協会・関西本部(佐々木)宛(この面をそのままFAXして下さい。)

NOMA 「地方公共団体のための基礎から学ぶ源泉徴収講座」参加申込書(0245)		H30.9/13.14	
(フリガナ) 役所名 (団体)	TEL	()	
	FAX	()	
所在地	〒		
フリガナ 参加者氏名	所属部課・役職名	担当経験年数	・お支払い方法 <input type="checkbox"/> 銀行振込 (通信欄) <input type="checkbox"/> その他 (該当にレ印をつけてください。) ・参加料 <input type="checkbox"/> 会員(1名) 31,320円 <input type="checkbox"/> 一般(1名) 34,560円 所 属 _____ フリガナ ご連絡担当者 _____
		年 月	
		年 月	
		年 月	
今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。		E-mail :	

(注)太ワクの中をご記入ください。※印は当協会記入欄です。(経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。)
 「※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。」
 ① 参加券や請求書の発送などの事務処理 ② セミナー・イベントなど本会事業のご案内(なお、②がご不要の場合は□にチェックしてください。 — □ 不要)